令和7年度 上島町誘客向上及び販路開拓促進補助金(詳細版)

1.事業の目的

町内で事業を営んでいる者に対し、PR 活動や訪日外国人旅行者の受入環境整備等に必要な経費の一部を補助することにより、事業者の販路開拓促進及び観光旅行者等の誘客促進を図ります。

2.補助対象事業

	事業名	事業内容
(1)	WK / #Y1= PK #1=	情報発信や誘客促進を目的として、広告宣伝・PR グッズ制作な どを行うもの。
(2)		商品やサービスの販売促進・誘客のため、イベント等での売り込 みに関する取組を行うもの。
(3)		訪日外国人旅行者等への対応強化(多言語対応・キャッシュレス 化など)による利便性向上や安心安全な環境整備を行うもの。

3.補助対象者

次の条件を全て満たすことが必要です。

- ・町内で事業を営んでいる者
- ・公益性のある観光及び商工に関する活動を行う団体
- ・町内に事業の用に供する事務所、店舗、工場等を置き、今後も町内で事業活動を行う もの
- ・町税等の滞納がない者

(補助金の交付対象業種)

交付の対象となる業種は、日本標準産業分類による産業に関する大分類の事業の製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、他に分類されないサービス業を実施する者とする。

4.補助対象外となる者

- (1) 風俗営業およびこれに類する営業を行う者
- (2)暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 国及び法人税法に規定する公共法人
- (6) その他補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が判断する者

5.補助対象期間

交付決定日から令和8年2月28日(土)

令和8年3月31日(火)

※交付決定日以降に着手したもので、令和8年2月28日までに支払いが完了するものが対象となります。令和8年3月31日

6.補助対象経費

補助対象経費は、令和8年2月28日までに支払いが完了するものが対象となります。

令和8年3月31日

補助対象事業	補助対象経費	
魅力発信 PR 事業	(1)パンフレット等の制作費	
	(2) インターネット広告等の掲載費	
	(3) ホームページ等の作成費	
	(4) PR グッズ等の作成費	
イベント等への売	(1) 物産展、イベント等への出展料	
込事業	(2)旅費、運搬料	
	(3) 出展用の消耗品費、備品購入費	
受入体制強化事業	(1) 訪日外国人の受入環境構築のための建物又は設備の工事費	
	(2)多言語サービス対応・強化に要する経費	
	(パンフレット、ホームページ作成費など)	
	(3)キャッシュレス決済機器の導入等の経費	

(対象とならない経費)

- ・汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に適さない経費
- ・イベント等への売込のため物産展、イベント等への出展する場合、町が参加するイベントに係る経費

7.補助金限度額及び補助率

補助対象事業	限度額	補助率
魅力発信 PR 事業	10 万円	2分の1
イベント等への売込事業	10 万円	2分の1
受入体制強化事業	10 万円	2分の1

[※]補助対象事業は併用で申請可能です。

8.申請受付期間

- 1次募集 令和7年5月2日(金) ~ 令和7年7月4日(金)
- 1次募集で予算額の上限に達しなかったため、次のとおり2次募集を行います。

2次募集 令和7年9月1日(月) ~ 令和8年2月27日(金)

- ※本補助金は、随時申請受付を行っており、予算額に達した時点で受付終了いたします。 なお、担当課による書類審査のうえ交付決定を行います。
- ※既に交付決定を受けた事業は、2回目以降は申請することができません。

9.申請方法・申請先

観光戦略課(せとうち交流館)に持参していただくか郵送で下記申請先へご提出ください。

〒794-2506 越智郡上島町弓削下弓削 1037 番地 2 上島町観光戦略課 宛

10.補助金交付までの流れ

スケジュール	申請者	上島町
申請・受付	申請書類作成・提出	申請受付
審査・交付決定		▼ 審 查 ↓ 交付決定通知
事業の実施 (交付決定日〜 2月28日まで)	事業実施 小 事業完了 几	
実績報告	実績報告書・請求書作成・提出	書類確認 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

1 1.提出書類

【交付申請】

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書
- ・見積書の写し等(支出予定経費の明細が分かる書類)
- ・町税等納付状況調査同意書

町内に居住していない場合は、町税等を滞納していないことを証する書類

【実績報告】

- ・実績報告書(様式第5号)
- ・補助対象経費の内訳書
- ・領収書の写し等(支出経費の明細が分かる書類)
- ・事業の成果(工事・備品、作成等の成果)が分かる写真
- ·請求書(様式第6号)

12.問い合わせ先

上島町観光戦略課(せとうち交流館内)

電話:0897-77-2252 メール:kanko-senryaku@town.kamijima.lg.jp